

長 寿 号 外
平成 20 年 5 月 19 日

各居宅介護支援事業所
各指定介護予防訪問介護事業所
各指定介護予防通所介護事業所
各指定介護予防通所リハビリテーション } 管理者 殿

奈良県福祉部長寿社会課長
公 印 省 略

「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関する Q & A」について

標記については、平成 20 年 4 月 21 日付けで厚生労働省老健局老人保健課より事務連絡が発出され、既に奈良県長寿社会課のホームページに掲載し情報提供しているところです。

本 Q & A には、「介護予防サービス等の介護報酬の算定等に係る Q & A 関係」及び「通所介護等における大規模事業所減算の算定に係る Q & A 関係」についても掲載されており、その内容は下記のとおりですので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、全文については、インターネットをご利用の場合は、「奈良県福祉部長寿社会課ホームページ」(アドレス <http://www.pref.nara.jp/choju/>) に掲載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

(長寿社会課ホームページ > 【事業者さまへのお知らせ】 > [TOPICS])

また、インターネットをご利用されていない等でコピーをご希望される場合は、1 部につき、90 円分(郵送料)の切手を貼った返信用封筒(定形サイズ)を同封の上、「介護療養型老人保健施設報酬算定QA希望」と朱書きして、下記連絡先までお申し込みいただくか、事業所所在地の市町村介護保険担当課にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

【介護予防サービス等の介護報酬の算定等に係る Q & A 関係】

問20 介護予防特定施設入居者生活介護等を受けている者は、当該サービスの利用の間、月当たりの定額報酬の介護予防訪問介護費等は算定できないとあるが、例えば、月中に介護予防特定施設を退所し、その後、介護予防訪問介護等を利用することはできないのか。

(答)

1 問のような場合には、介護予防訪問介護等に係る介護報酬については、1 月から介護予防特定施設入居者生活介護等の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求することとしている。

問21 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用している者が、当該サービスの利用日以外の日において、介護予防訪問介護等の月当たり定額報酬の介護予防サービスを利用する場合、介護予防訪問介護費等の算定の可否如何。

(答)

1 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日付け老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号)において、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用している者についても、介護予防訪問介護費等は算定しない旨示している。

2 問のような場合には、介護予防訪問介護等に係る介護報酬については、1 月から介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求することとしている。

問22 介護予防訪問介護等の定額報酬サービスを利用している者が、月途中から公費適用となった場合、日割り算定によることとしているが、月の途中から公費適用ではなくなった場合の取扱いについて如何。

(答)

- 1 同様に日割り算定を行うこととしている。

問23 要支援認定区分が月途中に変更となった場合、介護予防通所介護等の定額サービスの算定方法如何。また、当該変更後(前)にサービス利用の実績がない場合の取扱い如何。

(答)

- 1 平成18年3月16日に発出した「介護保険制度改革 Information vol.76」において、日割りの対象事由として要支援認定の区分変更をお示ししており、御指摘の場合は日割り算定となる。
- 2 ただし、報酬区分が変更となる前(後)のサービス利用の実績がない場合にあっては、報酬区分が変更となった後(前)の報酬区分を算定することとし、サービス利用の実績がない報酬区分は算定しない。

【通所介護等における大規模事業所減算の算定に係るQ & A関係】

問24 通所介護等における大規模事業所減算の算定に当たっては、原則として、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により、例外的に、前年度の実績が6月に満たない又は前年度から定員を25%以上変更して事業を行う事業者においては、便宜上、利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数により、事業所規模の区分が決定され、減算の対象となるかどうか判断することとなる。しかし、 を利用することにより、年度末に定員規模を大幅に縮小し、年度を越して当該年度の事業所規模が確定した後に定員を変更前の規模に戻す等、事業所規模の実態を反映しない不適切な運用が行われる可能性も考えられるが、その対応如何。

(答)

- 1 事業所規模の区分については、現在の事業所規模の実態を適切に反映させる方法により決定されるべきであることから、定員変更により を適用する事業所は、前年度の実績(前年度の4月から2月まで)が6月以上ある事業所が、年度が変わる際に定員を25%以上変更する場合のみとする。

問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県長寿社会課介護事業係
TEL.(0742)27-8532/FAX.(0742)27-3075